

## 7 先斗町屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画

京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）第21条の規定により、先斗町屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画を次のとおり定める。

### 第1 町並みの現況及び屋外広告物等の規制等による景観整備の基本方針

#### 1 町並みの現況

この地区は、江戸時代の道路幅員が拡幅されることなく、今もなお現存する先斗町通に接して伝統的建造物が立ち並び、多数存在する路地等と共に繊細なスケール感を特徴とした空間を構成している。

また、江戸時代からの歴史を有する京都を代表する花街の一つであり、お茶屋建築等が花街文化を継承する歴史的町並みを形成する一方、近年、気品のある飲食店や物販店等、多様な業種が加わり、お茶屋建築を再生活用して新たな賑わいを創出しつつも、統一感の中に個性が見られる独特の景観を形成している。

鴨川に面しては、夏の風物詩である納涼床が出され、伝統文化を継承した地域独特の情緒と風情を醸す、希少な景観が残されている。これらの地域は、先斗町界隈景観整備地区に指定されている。

#### 2 屋外広告物等の規制等による景観整備の基本方針

この地区は、条例第8条第1項第21号に定める歴史遺産型第2種地域の規制を基に以下の方針に基づき整備する。

##### (1) 先斗町の景観特性との調和

###### ア 先斗町通の景観

伝統的建造物に調和し、狭い先斗町通や多数の路地でも視認可能な控えめなもので先斗町通の空間が十分確保できるものとする。

###### イ 品格と賑わいを合わせ持つ景観

花街の雰囲気を尊重する一方、商業地区としての賑わいが感じられ、様々な業種の店舗が共存する中でも気品のあるものとする。

###### ウ 鴨川沿いの景観

鴨川沿いの連続性のある景観を保つため、掲出は必要最小限のものとする。

##### (2) 防災の観点からの安全・安心の向上

狭い先斗町通と路地等から構成されている地域であるため、火災等の災害が発生した場合において、避難通路の確保や消火活動の円滑化等が担保できるようにする。

### (3) 照明色

京都を代表する花街の一つである先斗町の夜間景観は、電球色を基調とした照明が主流となっており、その地域特性の維持・向上を図ることができるようとする。

## 第2 屋外広告物及び掲出物件並びに特定屋内広告物の位置、規模、形態及び意匠に関する事項等

この地区内における屋外広告物（屋外広告物法第2条第1項に規定するもの。以下同じ。）及び掲出物件（条例第2条第2号に規定するもの。以下同じ。）並びに特定屋内広告物（同条第3号に規定するもの。以下同じ。）の位置、規模、形態及び意匠の制限に関する事項は、次に定めるところによるものとする。

### （表示を禁止する屋外広告物等）

第1条 この地区内において表示し、又は設置することを禁止する屋外広告物又は掲出物件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 汚損、退色、はく離又は破損により都市の景観に著しい悪影響を及ぼすもの
- (2) 破損、落下、倒壊等により公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾であるもの
- (4) 屋外広告物を表示していない掲出物件。ただし、屋外広告物を表示していないちょうどんについては、この限りでない。
- (5) アドバルーンにより表示する屋外広告物
- (6) 可変表示式屋外広告物及びその掲出物件（条例第11条第1項第5号に規定するもの）
- (7) アーチ型の屋外広告物及びその掲出物件（京都市屋外広告物等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）別表第1 2備考4に規定するもの）
- (8) 定着させる建築物その他の工作物（掲出物件を除く。以下「建築物等」という。）の最上部の高さ（建築物にあっては、軒の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第7号に掲げる軒の高さをいう。））を超えるもの。ただし、ひさし看板等（条例第11条第1項第10号ア（イ）に規定するもの。以下同じ。）については、この限りでない。
- (9) 照明がフラッシュ式又はストロボ式であるもの
- (10) 照明が点滅式であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るために必要と認められるものについては、この

限りでない。

- (11) 照明が可動式（回転灯又は照射する光が動くものをいう。）であるもの。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るために必要と認められるものについては、この限りでない。
- (12) 懸垂幕、横断幕、軒先テントその他これらに類するもの
- (13) 立て看板。ただし、次に掲げる屋外広告物については、この限りでない。
  - ア 条例第6条第2項第1号から第3号に掲げる屋外広告物
  - イ 工事による公衆に対する危害を防止するために、当該工事の関係者が表示する屋外広告物
- (14) のぼり。ただし、条例第6条第2項第2号及び第3号に掲げる屋外広告物については、この限りでない。

(屋外広告物の表示等を禁止する建築物等)

第2条 この地区内において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する建築物等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、条例第5条各項のただし書に定めるものを除く。

- (1) 条例第5条第1項各号に掲げるもの
- (2) 道路の路面
- (3) 電線共同溝の屋側配管
- (4) 建築物の2階以上の部分及び鴨川に面する部分における開口部等(条例第2条第3号アに規定するもの。以下同じ。)

(屋外広告物の表示等の許可を要するもの等)

第3条 この地区内において行う屋外広告物の表示、掲出物件の設置又は屋外広告物若しくは掲出物件の規模、形態若しくは意匠の変更（以下「屋外広告物の表示等」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる屋外広告物及びそれらの掲出物件以外の屋外広告物の表示等とする。

- (1) 条例第6条第2項第1号から第3号までに掲げる屋外広告物
- (2) この地区内の町並みの景観に調和した、面積が0.3平方メートル以下の管理用屋外広告物（条例第2条第5号に規定するもの。以下同じ。）で、当該区画内において1の屋外広告物（歴史的意匠屋外広告物（条例第2条第8号に規定するもの。以下同じ。）又は優良意匠屋外広告物（条例第2条第9号に規定するもの。以下同じ。）で

あるものを除く。) を表示するとき有限る。

- (3) 団体(営利を目的とするものを除く。)又は個人が政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動(営利を目的とするものを除く。)のために表示する屋外広告物で、第4条の許可の基準に適合しているもの
- (4) おどり、歌舞伎の公演その他これらに類するものために表示するポスター、貼り紙、貼り札その他これらに類するもの(以下「おどり等のポスター等」という。)
- (5) 自家用屋外広告物(条例第2条第7号に規定するもの。以下同じ。)で、ポスター、貼り紙、貼り札その他これらに類するもの(おどり等のポスター等を除き、面積が0.5平方メートル以下で、区画内の総面積が1平方メートル以下のものに限る。)
- (6) 自家用屋外広告物で、和風のちょうどいところであるもの(面積が0.3平方メートル以下で、伝統的な意匠のものに限る。)
- (7) 自家用屋外広告物で、布製ののれんであるもの(伝統的な意匠のものに限る。)
- (8) 自家用屋外広告物で、区画内において表示するもの(第4号から前号までに掲げる屋外広告物又は歴史的意匠屋外広告物若しくは優良意匠屋外広告物であるものを除く。)の面積の合計が、2平方メートルを超えないもの

2 前項第2号及び第5号から第8号までに掲げる屋外広告物及びその掲出物件は、第4条各号に掲げる基準(面積等に関する基準で同条第2号、第7号イ、ウ及びエ並びに第8号ア、ウ(ウ)及び(エ)、エ(イ)及び(ウ)並びにオ(イ)及び(ウ)に掲げる基準を除く。)に適合するものでなければならない。ただし、その面積が0.3平方メートル以下のもので、表示面(規則第1条第2項第2号に規定するもの。以下同じ。)の色彩が良好な景観の形成に支障がないと認められるものについては、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は次の屋外広告物及びその掲出物件については、同項に規定する基準を緩和することができる。

- (1) 意匠が優れた屋外広告物で、良好な景観の形成に寄与すると認められるもの
- (2) その表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ない屋外広告物で、景観上支障がないと認められるもの

4 この地区における屋外広告物の表示等の許可の有効期間(条例第23条第2項の規定に基づき定めるもの)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において市長が定める期間とする。

- (1) 貼り紙、ポスターその他の簡易なもの 3月

(2) 前号に掲げる屋外広告物以外の屋外広告物及び掲出物件 3年  
(許可の基準)

第4条 この地区内における屋外広告物の表示等の許可の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第1条及び第2条の規定に違反していないこと。
- (2) 次のア、イ又はウに掲げる屋外広告物及びその掲出物件であること。
  - ア 管理用屋外広告物
  - イ 案内用屋外広告物（条例第2条第6号に規定するもの）で面積が0.5平方メートル以下であるもの
  - ウ 自家用屋外広告物
- (3) 位置、規模、形態及び意匠がこの地区内の景観の特性に調和していること。
- (4) 次に掲げる基準のいずれかに適合していること。
  - ア 表示面が次に掲げる基準に適合していること。
    - (i) 屋外広告物の面積に対する表示面のうち特定部分（表示面のうち文字又は記号を表示する部分及び着色されていない木製又は石製の部分を除いた部分をいう。以下同じ。）に規制対象色（彩度（日本産業規格Z8721に定める区分によるものとする。以下同じ。）が次に掲げる色相（同規格に定める区分によるものとする。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超える色をいう。）を使用する部分の面積（以下「特定面積」という。）の割合が、10分の2未満であること。
      - a R及びYR 6
      - b Y 4
      - c GY, G, BG, B, PB, P及びRP 2
    - (ii) 特定部分の色の彩度が、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるものでないこと。
      - a R, GY, G, BG, B, PB, P及びRP 8
      - b YR及びY 10
  - イ 意匠が次に掲げる基準に適合していること。
    - (i) 最上部の高さが4メートル以下であること。
    - (ii) 建築物等定着型屋外広告物等（条例第2条第10号に規定するもの。以下同

じ。) である屋外広告物にあっては、当該屋外広告物の特定面積と建築物等の1の立面に存する他の建築物等定着型屋外広告物等(ア, ウ又はエに掲げる基準のいずれかに適合するものを除く。)の特定面積の合計が0.5平方メートル以下であること。

(イ) 独立型屋外広告物等(建築物等定着型屋外広告物等以外の屋外広告物又はその掲出物件であるもの。以下同じ。)である屋外広告物にあっては、当該屋外広告物の特定面積と区画内に存する他の独立型屋外広告物等(ア, ウ又はエに掲げる基準のいずれかに適合するものを除く。)の特定面積の合計が0.5平方メートル以下であること。

ウ 伝統的な意匠の建築物と調和した和風ののれんであること。

エ 表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められるものであること。

(5) 屋外広告物又は掲出物件が先斗町通に突き出さないこと、その他避難通路を確保できるよう設置高さに配慮するなど、避難上及び消火上支障がないようにすること。

(6) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 照明の色が、電球色等この地区内の景観の特性に調和していること。

イ 照明装置が道路、公園、広場その他の公共用空地(規則第18条第7号ウに規定するもの。以下同じ。)から容易に見えないこと。

ウ 照明が過度にまぶしいものでないこと。

(7) 建築物等定着型屋外広告物等にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 最上部の高さが6メートル以下であること。

イ 表示・設置合計面積(条例第11条第1項第7号に規定する表示・設置合計面積をいい、建築物等から0.5メートル以内の位置において表示し、又は設置する独立型屋外広告物等の面積を含む。以下同じ。)の建築物等の1の立面における総量が5平方メートル以下であること。

ウ 建築物等の立面(高さは6メートルまでの範囲で、同一壁面として一体性があるもの。)の面積に対する表示・設置合計面積の割合が、100分の10以下であること。

エ 面積が、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる面積以下である

こと。

ポスター、貼り紙及び貼り札	1	平方メートル
その他のもの	2	

オ 屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が定着する建築物等及び周囲の町並み景観と不調和でないこと。

カ 建築物の1階以下の部分の1の開口部等の面積に対する当該開口部等に係る屋外広告物及び特定屋内広告物の面積の合計の割合が10分の5以下であること。

キ この地区内の1の建築物の1の立面における開口部等に表示する屋外広告物及び特定屋内広告物の表示面積の合計が、1平方メートル以下であること。

ク 開口部等を覆い隠さないこと。ただし、伝統的な意匠のれんについては、この限りでない。

ケ 表示面が開口部と壁面等(建築物等の壁面、柱その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にまたがらないこと。ただし、伝統的な意匠のれん及び和風の建築物に定着する木製の屋外広告物で当該建築物と調和した和風の意匠をもつもの(以下「特定和風屋外広告物」という。)については、この限りでない。

コ 建築物等に塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと。

サ 突出型屋外広告物等(規則別表第3 1備考に規定するもの。以下同じ。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(7) 当該壁面等から当該突出型屋外広告物等の最も突き出した部分までの距離が、1メートル以下であること。

(1) 建築物等の1の立面に2以上の突出型屋外広告物等を表示し、又は設置するときは、それらの形状が統一されていること及び地盤面(規則第1条第2項第1号に規定するもの。以下同じ。)に対して垂直に1列に表示し、又は設置すること。ただし、最上部の高さが4メートル(旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物にあっては、6メートル)以下のものについては、この限りでない。

(4) 建築物等の鴨川に面する部分には表示しないこと。

シ ひさし看板等にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

(7) 定着する屋根、軒又はひさし(以下「屋根等」という。)の面(当該屋外広告物等が周囲の屋根等の面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。以下同じ。)の高さに対するひさし看板等の高さ(当該ひさし看板等が定着する屋根

等の面から当該ひさし看板等の最上部の高さまでの高さをいう。) の割合が、100分の20以下であること。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りでない。

- (イ) 表示面の最下部が、定着する屋根等より下にないこと。
  - (ウ) 2階の窓を大幅に覆い隠していないこと。ただし、特定和風屋外広告物にあっては、この限りでない。
  - (エ) 形状が横長であること。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りでない。
  - (オ) 脚部その他これに類するものが公共用空地から容易に見えないこと。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りでない。
- (8) 独立型屋外広告物等にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- ア 区画内において表示し、又は設置する屋外広告物及びその掲出物件にあっては、当該区画内に存する屋外広告物の面積の合計が、5平方メートル以下であること。ただし、前条第1項第1号、第2号に掲げる許可を要さない屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び条例第25条第2項の規定により特例許可を受けたもの（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）を除く。
  - イ 避難通路を確保するなど、避難上支障がないよう配置し、また、ウの一本支柱型のもの（規則別表第1 2備考3に規定するのもの。以下同じ。）又はエの広告塔及び多本支柱型のもの（規則別表第1 2備考2に規定するもの。以下同じ。）については、先斗町通の中心線から2メートルの範囲内（建築基準法第42条第2項に規定する道路の範囲とする。）には設置しないこと。
  - ウ 一本支柱型のものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。
    - (イ) 支柱が地盤面に対して垂直に設置されていること。
    - (ウ) 最上部の高さが、3メートル以下であること。
    - (エ) 表示面の1面当たりの面積が、1平方メートル以下であること。
    - (オ) 面積が、2平方メートル以下であること。
    - (カ) 支柱の中心線から表示面の端までの距離が1メートル以下であること。
    - (キ) 屋外広告物の最上部の高さに対する当該屋外広告物の最下部の高さ（地盤面から当該屋外広告物の最下部までの高さをいう。）の割合が2分の1以上であること。ただし、最上部の高さが2メートル以下のものについては、この限りでない。

エ 広告塔並びに多本支柱型のものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

- (イ) 最上部の高さが 2 メートル以下であること。
- (ロ) 表示面の 1 面当たりの面積が、 1 平方メートル以下であること。
- (ハ) 面積が、 2 平方メートル以下であること。
- (ニ) 表示面が長方形その他これに類する形狀であること。
- (ホ) 幅が 2 メートル以下であること。

オ 広告スタンド（規則別表第 1 2 備考 1 に規定するもの）にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

- (イ) 最上部の高さが、 1 メートル以下であること。
- (ロ) 表示面の 1 面当たりの面積が、 0.5 平方メートル以下であること。
- (ハ) 面積が、 1 平方メートル以下であること。

（維持管理）

第 5 条 この地区内において、屋外広告物の表示等を行う者は、当該屋外広告物又は掲出物件を常に良好な状態に保つよう維持管理しなければならないものとする。

（適用除外）

第 6 条 車両その他の移動するもの（特定の建築物等の敷地内においてのみ移動するものを除く。）に表示し、又は設置する屋外広告物については、この規定は適用しない。  
(特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等)

第 7 条 この地区内において、特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等は、建築物の 2 階以上の部分及び鴨川に面する部分とする。ただし、条例第 17 条第 2 項第 1 号から第 3 号に掲げる特定屋内広告物については、この限りでない。

（特定屋内広告物の表示の制限）

第 8 条 この地区内の 1 の建築物の 1 の立面における特定屋内広告物の表示面積（1 階以下の 1 の開口部等の面積に対する当該開口部等に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合が 10 分の 5 以下のものに限る。）の合計の最高限度は、1 平方メートル以下とし、届出を要さない。

2 特定屋内広告物は、電光ニュース板、電光廣告板その他の常時表示の内容を変えることができるものであってはならない。

3 特定屋内広告物の意匠は、次に掲げるけばけばしい色彩であってはならない。

- (1) 表示面の下地の色の彩度が次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値

を超えるもの

ア R, G Y, G, B G, B, P B, P 及び R P 8

イ Y R 及び Y 10

(2) 表示面の色彩が、特定屋内広告物の存する建築物及び周囲の町並みの景観と不調和であるもの

(努力義務)

第9条 この地区内において、特定屋内広告物を表示し、又はその規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者は、当該特定屋内広告物の位置、規模、形態及び意匠をこの地区の町並みの景観の維持及び向上に資するものとするよう努めることとする。

#### 附 則

(実施日)

1 この計画は、令和2年7月1日から実施する。

(屋外広告物及び掲出物件に関する経過措置)

2 この計画の実施の日（以下「実施日」という。）前になされた条例第9条第1項、第3項又は第5項の規定による許可（以下「旧許可」という。）の申請は、実施日以後の条例第23条第1項の規定による許可（以下「新許可」という。）の申請とみなす。この場合において、当該申請（更新の許可に係るものに限る。）については、この計画による許可基準（以下「新許可基準」という。）は、適用せず、なお従前の例による。

3 この計画の実施の際、現に旧許可を受けて、表示し、又は設置している屋外広告物又は掲出物件（以下「旧許可基準適合屋外広告物等」という。）は、これらの許可の有効期間が満了するまでの間は、新許可を受けて、表示し、又は設置しているものとみなす。

4 旧許可基準適合屋外広告物等（新許可基準に適合しないものに限る。）を当該許可の有効期間の満了後、引き続き、表示し、又は設置しようとする場合における新許可の申請については、実施日から起算して7年を経過する日までの間は、新許可基準を適用せず、なお従前の例による。

5 附則第3項の規定の適用がある旧許可の有効期間又は前項の規定の適用がある新許可の有効期間内において、意匠の変更（条例第9条第3項に規定する別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合における新許可の申請については、実施日から起算して7年を経過する日までの間は、新許可基準を適用せず、なお従前の例による。

6 附則第4項又は前項の規定に基づく申請に係る許可期間の有効期間が実施日から起

算して7年を経過する日を超える場合は、許可期間の有効期間を実施日から起算して7年を経過する日までとする。

7 この計画の実施の際、現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件については、実施日から起算して7年を経過する日までの間は、第3条第2項の規定を適用しない。

(特定屋内広告物に関する経過措置)

8 この計画の実施の際、現に適法に表示されている特定屋内広告物については、実施日から起算して7年を経過する日までの間は、この計画による変更後の特定屋内広告物の意匠の制限に係る規定を適用しない。